

第19回西和賀町議会定例会

令和8年3月13日（金）

午後 1時00分 開 議

副議長 高橋雅一議長から欠席の届出があり、これを受理しています。

地方自治法第106条第1項の規定により、議長に代わって私、副議長の刈田敏が議長の職を行います。

出席議員数は11名であります。会議は成立しております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は配付のとおりです。

傍聴される皆さんに申し上げます。傍聴席では、傍聴の際の留意事項をお守りください。

内記町長及び柿崎教育長より説明員として出席する旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

ここで、生涯学習課長より委員会での総括質疑の際の答弁に関し、訂正の旨の発言を求められておりますので、これを許します。

生涯学習課長。

生涯学習課長 お疲れさまでございます。3月11日の総括質疑におきまして、高橋宏議員からいただいた質問に対する答弁内容に誤りがありましたので、訂正をいたします。

路盤が薄くて除雪重機が進入できないと私答弁したところでございますが、正しくは除雪重機が入れる厚さでの設計となっております。確認が十分でなく、大変申し訳ありませんでした。

なお、冬期間につきましては、文化創造館で行われる催事の内容等を考慮し、必要に応じて駐車場の一部を除雪しておりますが、どうしても除雪状況によっては十分なスペース

を確保できないこともあります。

11日の答弁と重なりますが、冬期間の除排雪の状況を考慮し、駐車場の確保を図る観点から、銀河ホール隣接駐車場の拡幅等について今後検討を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

副議長 それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、諸報告を行います。

町長より行政報告のための発言を求められておりますので、この際これを許します。

内記町長。

町長 本日の会議、よろしく願いいたします。

私から2項目について行政報告を申し上げます。

最初に、町立西和賀さわうち病院の医師医師体制について報告します。令和8年度の医師派遣について、これまでと同様に岩手県に対し派遣要請をしてきたところでありますが、このたび田付亮太先生の継続派遣を行う旨の通知があったところでございます。さらに、内科医長の園田卓司先生も継続して勤務いただけることとなりましたので、報告申し上げます。

これにより、医科については令和7年度と同様に小原眞院長を含めて常勤医師3名、北村道彦顧問を含め非常勤医師2名での診療体制となるものでございます。

このほか、整形外科や神経内科などの専門診療科につきましては、これまで同様に外部からの診療応援をいただきながら、地域医療

の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、議会の議決を得た請負契約の変更について、その額が議会の委任による町の専決処分事項の指定第1項に定める範囲内であったことから専決処分を行ったので、その内容について報告します。令和7年9月12日に議会の議決をいただき、令和8年2月10日に工期を令和8年3月31日まで延長する請負変更契約を締結したオロセの吊橋橋梁補修工事についてであります。請負金額に188万7,380円を増額し、6,524万7,380円に変更したものです。

変更の主な内容は、施工中において新たに高欄の腐食が見つかり、安全性の面から補修が必要となったことから、その補修に関わる費用の増額と、工期を令和8年4月30日まで延長したもので、請負変更契約の締結及び専決処分は令和8年3月10日に行ったものです。

私から、以上2項目についての行政報告であります。どうぞよろしくお願いいたします。
副議長 以上で諸報告を終わります。

続いて、日程第2から第9までを審議しますが、これらについては予算審査特別委員会を設置し、審査を行っております。既に委員長より審査終了の旨の届出がありました。このため、初めに審査結果を登壇の上、報告を求めます。

高橋委員長。

7番 令和8年度予算審査特別委員会委員長報告になります。

令和8年2月26日に予算審査特別委員会に付託された事件について、西和賀町議会会議規則第77条の規定により、その審査の結果を報告します。

付託された事件は、議案第23号から第30号までの令和8年度の8会計予算議案です。

議長を除く議員11名による予算審査特別委員会を組織し、3月6日から11日にかけて、関係課長等から説明を求め、慎重に審査を行

いました。

審査結果につきましては、議案第23号から第30号まで、全ての議案を原案のとおり可決すべきと委員多数からの賛成を得て決したところです。

この報告では、予算審査特別委員会における審査の過程について、抜粋一要約し報告しますが、審査の詳細については、後日町のホームページで公開予定の議事録を御覧いただきたいと思います。

まず、予算とは、直接住民の生活を左右し、1年間の福祉のあり方を示すものであることから、広く客観的に町民全体の立場に立った公平なものでなくてはなりません。このため、予算審査の重要な着眼点は、予算が堅実なものであるか、どれだけの住民サービスを行い、町民の福祉の向上が図られるか、決算も考慮しつつ無駄はないかといった点です。

西和賀町は、少子高齢化などにより経常的な経費が膨らんでいる傾向があり、財政は逼迫し、硬直化しています。しかし、人口減少に伴い各種歳入が減少している一方で、物価の高騰により、同じ事業をするにも昨年よりお金がかかるほか、行政サービスをストップさせることができないので、少ない予算を効率よく配分し、かつ事業の取捨選択が求められるわけです。

それでは、計数等の詳細については省略させていただき、審査の概要をかいつまんで報告するほか、最後に委員長としての所感を述べさせていただきます。

まずは、町民課です。マイナンバーカードの電子証明の更新業務を町内の郵便局に委託する件について、町内5局の郵便局のうち、湯田温泉郵便局と川舟郵便局の2局に絞って委託を行うとのことで、2局に決定した理由は、国の財政支援の先行きが不透明であること、湯田庁舎、沢内庁舎との距離を考慮したとの答弁がありました。

また、じんかい車、いわゆるごみ収集車の更新についてです。町は現在、沢内、湯田それぞれ巡回する車両と予備、合計3台のじんかい車を所有しており、令和8年度は沢内地区の担当車両の更新を図りますが、湯田地区の担当車両についても、早い時期に更新を考えているとの答弁でした。

次に、総務課です。町は現在、旧小学校区単位での6人の集落支援員を配置しています。これに加え、令和8年度より地域が雇用する地域専属の集落支援員も運用が開始されます。当初予算では、1地区分が計上されています。

また、北部活性化拠点施設の実施設業務委託料も計上されています。これは、町北部の活性化を目指す住民からの要望を受け、町が拠点施設の建設を行おうとするものです。令和8年度は設計、令和9年度には建設、令和10年度に開業の予定になっています。

次に、企画財政課です。町の総合計画の策定に当たり、これまで独立していた行政改革審議会、それからまち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議の役割については、基本構想審議会に引き継ぐとの内容でした。

また、地域価値創造プラットフォーム形成事業として1,500万円余りの予算が計上されています。この地域価値創造プラットフォーム形成という事業名は、令和8年度予算で新たに登場したのですが、これまで町が取り組んできたブランド化推進や地域商社といった事業を基に、産業、情報、交流などを分野横断的につなぐ仕組みとして進化していくものです。この推進のため、役場庁舎内にも課を横断したプロジェクトチームを組織する予定となっています。

次に、建設水道課です。令和8年度は山室橋の補修工事、清水ヶ野のスノーシェルター撤去設計に着手する予定です。山室橋は、景観や歴史的な価値の点でも評価を受けているため、その価値を損なわないよう配慮しながら、

老朽箇所の補修により橋梁の長寿命化と、より安全な通行確保を目指します。

清水ヶ野のスノーシェルターは、定期点検の結果、広範囲にわたり老朽化が確認され、早期に措置を講ずべき状態と判断されました。当該箇所の吹雪対策について町が改めて検討したところ、建設当初と道路環境が大きく変化していて吹雪発生のリスクが低減していると考えられることから、スノーシェルターを撤去し、新たに防雪柵を設置することで防雪機能を確保できるものと判断しました。令和8年度については、この一連のうち、スノーシェルターの撤去設計業務を委託します。

水道事業会計においては、水道施設統廃合等整備事業が実施されます。令和7年度に策定した上水道基本設計に基づき、令和8年度においては浄水場などの施設の統廃合を盛り込んだ水道事業の許認可を受けるため、申請資料の作成に着手することとなっています。

次に、健康福祉課です。人工透析患者通院交通費助成は、令和8年度から助成の対象者を非課税世帯から対象者及び配偶者が非課税の者に拡大し、人工透析患者の経済的負担の軽減を図ります。

町は、特定健診の結果などを踏まえて、保健指導の対象となる方に保健師、栄養士が訪問や事後指導などを行い、生活習慣の改善に向けた指導を行っています。また、重症化予防の観点から医療機関への受診勧奨を行い、人工透析への移行を少しでも防ぐことができるよう、継続して指導も行っています。

次は、税務課です。個人町民税などの予算額が通常よりも大きく変動したように見えますが、ここ数年の定額減税などの影響から来ているものであり、実質的には大きな変動はなく、令和8年度についてはほぼ横ばいか微増という形で盛り込んだものになっております。

次に、学務課です。近年町を挙げて西和賀

高校魅力化に取り組んできた結果として生徒数が増加し、寮生活を送る高校生も増えています。西和賀高校魅力化コンサルティング業務を委託し、寮運営のブラッシュアップや寮のハウスマスター採用を行う予定です。

また、ハウスマスターの採用にあっては、地域おこし協力隊制度を活用し、今後補正予算での対応も含めて3名を確保したいとのことでした。

さらに、学校給食については、近年の事情を反映して増加していますが、栄養教諭や調理員の皆さんの取組によって、子供たちだけでなく、保護者からもおいしくて、安心して食べられる給食だと評価されているとの説明もありました。

次に、子育て支援室です。保育園留学推進等業務委託料として990万円が計上されています。これは、町外の家族が1週間から3週間の期間で、子供を保育施設に通わせながら町に滞在できる暮らし体験を提供する事業です。令和8年度は、事業の土台となる受入れの基盤整備、都市部の子育て世帯を対象としてモニターツアーなどによるトライアルの受入れなどを実施する予定になっています。

子ども・子育て支援事業として、新規に子育て短期支援業務委託料、子育て世帯訪問支援業務委託料、子育て世帯訪問相談業務委託料が計上されています。現状では特別な支援が必要と認められる家庭に措置する形としており、対応できる事業者に限りがあることから、その開拓を行うなど、住民のニーズに応える体制づくりも考えていると確認しました。

また、保育所・保育園は、令和8年度より沢内地区ではせんだん保育所、湯田地区では湯本保育園に統合されますが、令和8年度は湯本保育園の新園舎が建設される予定になっています。

次に、生涯学習課です。地域スポーツ活動体制整備事業では、地域スポーツコーディネ

ーター1名を継続配置し、休日部活動の地域移行の取組を進めるとともに、令和7年度末に設立する総合型地域スポーツクラブを起点にスポーツや文化活動の振興に資する取組を進めていくとの答弁がありました。

また、町内には多くの体育施設が存在します。建設以来相当の年数が経過しているものがあり、維持管理に多額の費用を要する状態となっていることから、体育施設のあり方については令和8年度から議論を進めていくこととしています。

次に、農林課です。令和7年度は、全国的に過去に例がないほど熊が出没しました。熊以外の鳥獣被害も広がっており、有害鳥獣駆除業務委託料については、業務を担う猟友会の構成員に対し関わった作業に応じて明確に支払いが行えるようにするなど、委託料のあり方を見直ししています。

また、電気柵の設置に係る鳥獣被害防除機材設置補助金は、面積要件をなくして上限額を大幅に引き上げ、大規模事業者も利用しやすい形としました。

次に、観光商工課です。温泉開発事業補助金として700万円が計上されています。これまでは、温泉施設の湯湯ポンプ故障等、不測の事態における専決処分または補正予算のタイミングをもった計上としており、着手に時間を要する場面もあったことを踏まえ、申請予定額を当初予算に計上することで、より迅速な対応につなげることとしております。

次に、さわうち病院です。入院患者数の積算などを見ると、高い目標を目指し、それに向けて改善を続けようとする意思が見てとれます。しかし、人口減少が続いている状況にあって、より現実的な目標設定を行ってもよいのではないかという意見も出ました。

複数の課にわたる事業など関係する総括質疑では、銀河ホール周辺の駐車場が十分であるか、対応を考えているか、本町における特

徴的な施設である雪国文化研究所の活用が十分であるか、また新たに建設する保健センターの工事に伴う公用車車庫移設について、あり方の検討が十分であるかといった質疑がありました。

以上が審議の内容です。

最後に、予算審査特別委員長としての所感を述べさせていただきます。今回の審議では、西和賀町第3次総合計画、過疎地域持続的発展計画が策定され、具体的施策実現のための予算、その予算が持つ意味などを問う質疑が展開されました。

さきに述べたように、西和賀町は少子高齢化が進み、財政が硬直化しており、厳しい財政運営が続くと思われます。町民に対する行政サービスを維持継続し提供していくため、町長をはじめ職員の皆さんが今まで以上に努力されることを望み、予算審査特別委員長報告とさせていただきます。

副議長 委員長は委員長席にお座りください。

ただいま予算審査特別委員会、高橋委員長の報告が終わりました。

審査は議長を除く議員11名で審査したわけですが、この際質疑がありましたら、これを許します。

なお、質疑は予算審査の経過と報告に対する疑義に限りますので、念のため申し添えます。

質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。高橋委員長は自席にお戻りください。

それでは、順次日程に従いながら進めますが、討論と採決はそれぞれ議案ごとに行います。

初めに、日程第2、議案第23号 令和8年度西和賀町一般会計予算についてを議題とします。

これから討論に入ります。2名の方から通

告がありました。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

副議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

普本歌織君。

3番 一般会計予算に賛成の立場で討論いたします。

令和8年度予算一般会計の予算の個々の事業は、限られた財源の中で効果を生むように工夫されていることを認め、賛成します。

小学校の給食費の無償化が実現する見込みです。待ちわびていた町民がたくさんいます。これまでも物価高騰分を町で補填し、質のよいメニューを提供しながら保護者負担は増やさず来た努力も含めて評価するものです。

質疑の中で、国で決定した額の補助があっても、町からの持ち出し分が発生することが分かりました。それでも保護者負担はゼロにする町の努力を評価します。今後、中学校への拡大を望むものです。

雪国文化研究所の事業についても質問させていただきました。職員の方々による魅力的な事業、研究所内の価値ある資料など、雪国に暮らす私たちの財産として生かし、町内外に向けて魅力として発信する体制づくりを望むものです。

令和6年度事業の決算審議でも指摘させていただきましたが、令和8年度予算でも様々な事業で外部への委託料が発生していることが分かりました。様々なデータをクラウド管理するための委託料などは、専門的な知識や技術が必要になり、外部委託をせざるを得ないことは認識しています。しかし、国が進めている自治体の膨大な個人データを国と自治体とで共同管理する標準化は、個々の自治体の委託料などの負担が増すという問題があり、国もその予算を増やしているところではありますが、今後も注視していく必要があります。

この標準化については、条件はありますが、

民間企業が利活用できるシステムとなっており、個人情報保護の観点からも重大な問題があります。運用面では、厳正な管理を国に対し求めるものです。

保育所の統合、保健センターの建設、小中学校の一貫校化など、新しい建造物を建設する事業が今後相次いで予定されています。空き施設の活用はどうするのか、使用できない施設は解体するかなどを同時に進めなくては、町民の理解は得られません。解体にも多額の費用を要することから、容易ではないことも承知していますが、進めていただくことを望みます。

以上を申し上げて賛成討論といたします。

副議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

副議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

唐仁原俊博君。

6 番 一般会計予算について賛成の立場で討論いたします。

今回、予算案の中で私が特に注目しているのが、地域ブランド「ユキノチカラ」を中心に、それをさらに幅広く展開していこうとする地域価値創造プラットフォーム形成事業、そして西和賀高校魅力化、特に学生寮の充実につながるような諸事業、町外から町の環境を魅力に感じる親子を迎え入れるための保育園留学推進、そして地域スポーツの体制構築、それから体育施設の見直しです。

今挙げた事業については、これまでの町の取組を発展させたり、あるいは違う形を模索したりする事業ですけれども、国とか県でも後押しをしている部分はあるものの、本町独特の事情ということが大きく影響するものだと思いますし、成功するかどうかには当たっては、町の力が問われる事業だと思います。予算を編成した当局、それを審議した我々議会、そして住民、それぞれの底力が問われていくものだと認識しています。

これまでも繰り返し議場で述べてきましたが、近代以降、これほど人口が減っていく社会というのが、皆さん初めての経験になるわけです。今の延長線上に未来があるわけではないし、これまでと同じ考え方や、やり方というものが通用しなくなっている。

先ほど挙げた事業も、何かを取り戻すとか、そういう話ではなくて、新しい形を考えていこうという事業になっているはずです。正解が誰も分からないと思いますし、こうすれば及第点だろうというやり方もなかなかない中で、計画を立てること以上にどうやって実現させていくかということが問われることになると思います。非常に苦しい瞬間も多いかと思いますが、共に実現に向けて頑張っていければと思います。

以上です。

副議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

副議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

副議長 討論なしと認め、これから表決に入ります。

議案第23号を採決します。

本予算に対する委員長報告は可決すべきであります。

委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案については原案のとおり可決されました。

続いて、日程第3、議案第24号 令和8年度西和賀町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これから討論に入ります。普本歌織君から通告がありました。

まず、原案に反対者の発言を許します。

普本歌織君。

3 番 令和 8 年度国民健康保険特別会計予算案に反対の立場で討論いたします。

反対の理由を 2 点述べます。1 点目は、令和 8 年度も、町民から徴収する国保税のうち、子供の均等割の減免が検討されませんでした。質疑の中で、18 歳未満の子供の均等割対象者は 39 人、58 万 150 円で実現できることが分かりました。単純に計算しても、1 人当たり年間 1 万円以上の税負担を軽減することができます。

負担と給付の公平性と言いますが、必要なくところに必要な手だてをするのが税の役割であり、行政の仕事であると考えます。子供の均等割の減免は、額面の効果以上に、町の子育て世帯に安心して子育てしてくださいという温かいメッセージになると考えます。この実現がなされなかったのは、非常に残念であります。

2 点目は、子ども・子育て支援金分の課税がされていることです。子育て支援の対策費はどうしても必要です。子育て支援が必要ないとは申し上げません。

そのことを前提に、しかし、国保税は目的税であり、目的以外の税金が上乗せされることは非常に問題のあるやり方で、国の方針を厳しく批判しなければなりません。また、ただでさえ高い国保税に、これ以上の上乗せは許されません。

子育て支援の予算は、国民への課税ではなく、国の予算として社会保障費の拡充という形で実現されるべきものであります。そのことを国に対して訴える必要があるということを申し上げて、反対討論といたします。

副議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

副議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

副議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 24 号 令和 8 年度西和賀町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

本予算に対する委員長報告は可決すべきであります。

委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

副議長 起立多数であります。

したがって、本案については原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 4、議案第 25 号 令和 8 年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これから討論に入ります。普本歌織君から通告がありました。

まず、原案に反対者の発言を許します。

普本歌織君。

3 番 令和 8 年度後期高齢者医療特別会計予算案に反対の立場で討論いたします。

国保税の反対理由でも申し上げましたが、子ども・子育て支援金の課税が上乗せされていることは大きな問題であります。後期高齢者医療保険も目的税であり、目的以外の税金が上乗せされることは非常に問題のあるやり方で、国の方針を厳しく批判しなければなりません。また、ただでさえ高い後期高齢者医療保険に、これ以上の上乗せは許されません。

子育て支援の予算は、国民への課税ではなく、国の予算として社会保障費の拡充という形で実現されるべきであることを申し上げて、反対討論といたします。

副議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

副議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

副議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第 25 号 令和 8 年度西和賀町後期高齢

者医療特別会計予算についてを採決します。

本予算に対する委員長報告は可決すべきであります。

委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

副議長 起立多数であります。

したがって、本案については原案のとおり可決されました。

続いて、日程第5、議案第26号 令和8年度西和賀町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

質疑を省略し、討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

副議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

副議長 討論なしと認め、これで討論を終了します。

これから表決に入ります。

議案第26号 令和8年度西和賀町介護保険特別会計予算についてを採決します。

本予算に対する委員長報告は可決すべきであります。

委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案については原案のとおり可決されました。

続いて、日程第6、議案第27号 令和8年度西和賀町温泉事業特別会計予算についてを議題とします。

質疑を省略し、討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

副議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

副議長 討論なしと認め、これで討論を終了します。

これから表決に入ります。

議案第27号 令和8年度西和賀町温泉事業特別会計予算についてを採決します。

本予算に対する委員長報告は可決すべきであります。

委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案については原案のとおり可決されました。

続いて、日程第7、議案第28号 令和8年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算についてを議題とします。

質疑を省略し、討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

副議長 次に、原案に賛成者の質疑を許します。

(なしの声)

副議長 討論なしと認め、これで討論を終了します。

これから表決に入ります。

議案第28号 令和8年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算についてを採決します。

本予算に対する委員長報告は可決すべきであります。

委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案については原案のとおり可決されました。

続いて、日程第8、議案第29号 令和8年度西和賀町水道事業会計予算についてを議題とします。

質疑を省略し、討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

副議長 次に、議案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

副議長 討論なしと認め、これで討論を終了します。

これから表決に入ります。

議案第29号 令和8年度西和賀町水道事業会計予算についてを採決します。

本予算に対する委員長報告は可決すべきであります。

委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案については原案のとおり可決されました。

続いて、日程第9、議案第30号 令和8年度西和賀町下水道事業会計予算についてを議題とします。

質疑を省略し、討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

副議長 次に、賛成者の発言を許します。

(なしの声)

副議長 討論なしと認め、これで討論を終了します。

これから表決に入ります。

議案第30号 令和8年度西和賀町下水道事業会計予算についてを採決します。

本予算に対する委員長報告は可決すべきであります。

委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案については原案のとおり可決されました。

続いて、日程第10、議案第31号 第3次西和賀町総合計画を定めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第31号 第3次西和賀町総合計画を定めることについて、提案理由を申し上げます。

この議案は、令和8年度を初年度とし、令和17年までの10年間を計画期間とする第3次西和賀町総合計画基本構想と、令和12年度までの5年間を計画期間とする前期基本計画を定めるに当たり、西和賀町まちづくり基本条例第20条第2項及び西和賀町議会基本条例第9条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

第3次総合計画の策定に当たりましては、西和賀町基本構想審議会に対して諮問を行い、町による第2次総合計画後期基本計画の検証や住民アンケート、住民懇談会、各種団体等ヒアリング、パブリックコメントなどでの意見や要望などを基に作成した事務局案に検討を加えていただきながら、答申をいただいていたものであります。

第3次総合計画は、これまでの総合計画を受け継ぎながら、先人たちが築き上げてきた風土と文化を継承しつつ、時代の変化に対応した持続可能なまちづくりを進めるために、まちの将来像を「豊かな自然と学びが拓く笑顔が行き交う にぎわいのまち」と掲げました。西和賀が誇る豊かな自然に加え、学びの力が新しい時代のまちづくりを切り拓く駆動力になり、人が動き、交流することで新しい笑顔が生まれる、温かくも活動的なにぎわいのある町を目指し、取り組むものです。

詳細については、担当課長から説明しますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くだ

さいますようお願いいたします。

副議長 企画財政課長。

企画財政課長 それでは、私から計画の内容について説明いたします。

計画書の2ページを御覧ください。第1章、計画策定にあたってでは、計画策定の趣旨、計画策定の基本的な考え方、計画の構成と期間を記載しております。

2の計画策定の基本的な考え方には、計画の策定に当たって重視した3つの視点を記載し、その1つ目にまち・ひと・しごと創生総合戦略及び行政改革大綱との一体化を記載しております。

今回策定する総合計画は、これまで個々に策定していた人口減少対策に特化したまち・ひと・しごと創生総合戦略、行政の効率化と財政の健全化の方針を示した行政改革大綱を統合し、一体的な計画として策定することにより、まちづくりの長期的なビジョン、目的と地方創生に向けた具体的な戦略、手段を整合させ、より実効性の高い計画推進を図ろうとするものです。

4ページを御覧ください。第2章、まちの現状と展望では、まちの概況、人口ビジョン、時代の潮流と町の課題を掲載しております。

12ページを御覧ください。第3章、これまでの計画等の検証では、第2次西和賀町総合計画後期基本計画における取組を検証した結果と、目標指標として掲げた78指標の達成状況の結果、17ページ以降は第2期西和賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略における取組を検証した結果と、目標KPIとして掲げた6つのKPIの達成状況の結果を記載しております。

また、21ページ以降はまちづくりに対する町民の意識として、これまで実施した住民アンケート、住民懇談会及び産業等団体ヒアリングの結果を記載しています。

29ページを御覧ください。基本構想は、令

和8年度から令和17年度までの10年間の計画期間として定めるものです。

30ページ、第1章、まちの将来像では、町が目指す将来像として「豊かな自然と学びが拓く 笑顔が行き交う にぎわいのまち」と掲げ、活気やにぎわいにあふれる活動的なまちを目指すものです。

第2章、まちづくりの基本目標では、まちの将来像を実現するために4つの基本目標を定めました。目標1は「地域資源を活用したにぎわい創出と多様で魅力ある産業の振興」、目標2は「地域への誇りを育み未来を拓く人材育成」、目標3は「いきいきと健康な暮らしを支える保健医療福祉の推進」、目標4は「安全で快適な住みよい環境と安心な暮らしづくり」です。

33ページを御覧ください。前期基本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間の計画期間として定めるものです。

34ページを御覧ください。第1章、計画を推進する基本戦略では、前期基本計画の5年間に於いてまちの未来を切り拓く駆動力（エンジン）として3つの重点戦略に位置づけております。

重点戦略は、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略における4つの基本目標「仕事をつくる」、「人の流れをつくる」、「若い世代の希望をかなえる」、「魅力的な地域をつくる」を達成するための具体的かつ強力な手段として機能するという考え方を含め、分野横断的かつ優先的に推進してまいります。

重点戦略の1つ目は、複合拠点施設（道の駅）整備とにぎわい創出です。町民の日常生活を支える機能と町外からの誘客を図る観光・交流機能を併せ持つ複合拠点施設（道の駅）を整備します。これを地域経済循環のハブとし、単なる通過点ではなく目的地となる拠点（ゲートウェイ）を創出することで、国の総合戦略の基本目標である「仕事をつく

る」、「人の流れをつくる」を実現します。

2つ目は、西和賀高校魅力化による人材育成です。地域存続の生命線である岩手県立西和賀高等学校を核として、学校・地域・行政が一体となった「高校魅力化」を推進します。生徒一人ひとりを伸ばす学習体制の充実と地域課題に触れる探究学習を通じて、郷土愛と未来を切り拓く力を備えた人材を育成し、「人の流れ」と「魅力的な地域」を創出します。

3つ目は、「ユキノチカラ」地域価値創造プラットフォーム形成です。地域ブランド「ユキノチカラ」プロジェクトを産業・情報・交流を横断的につなぐ「地域価値創造プラットフォーム」へと進化させます。複合拠点施設の整備を見据え、その中身となるコンテンツ（商品・情報・人の流れ）を段階的に整備し、「仕事をつくる」と「人の流れをつくる」を加速させます。

37ページを御覧ください。第2章、領域別計画では、基本構想で示した4つのまちづくりの基本目標に沿って、具体的な施策を体系的に記述した事業計画になります。まちづくりの基本目標ごとに基本施策を掲げ、その下に基本施策にもひもづく具体的な施策を掲げて、その具体的な施策ごとに現状と課題、取組の内容を記載しております。また、基本施策ごとに成果評価指標と関連する計画、用語解説を記載しております。

第1節、産業の振興では、まちづくりの目標1、地域資源を活用したにぎわい創出と多様で魅力ある産業の振興の領域について記載をしております。

38ページを御覧ください。基本施策（1）の農林業の振興では、農業事業者育成と農業生産基盤の整備のほか、5つの具体的な施策を掲げています。

44ページを御覧ください。基本施策（2）の商工業の振興では、地域資源・特性を捉え

た企業誘致のほか、2つの具体的施策を掲げております。

46ページを御覧ください。基本施策（3）の観光産業の振興では、観光情報の収集・分析・発信の推進のほか、4つの具体的施策を掲げております。

48ページを御覧ください。基本施策（4）の雇用の確保と多様な働き方の推進では、地域おこし協力隊の活動支援のほか、3つの具体的施策を掲げています。

50ページを御覧ください。第2節、人材育成では、まちづくりの目標に、地域への誇りを育み未来を拓く人材育成の領域について記載をしております。

51ページを御覧ください。基本施策の（1）の学校教育の充実では、確かな学力の育成のほか、4つの具体的な施策を掲げています。

55ページを御覧ください。基本施策（2）の生涯学習の推進では、生涯学習・社会教育事業の推進のほか、3つの具体的な施策を掲げています。

58ページを御覧ください。基本施策（3）の文化・スポーツの振興では、文化芸術を通じた郷土愛の醸成とにぎわいづくりの推進のほか、3つの具体的な施策を掲げています。

61ページを御覧ください。第3節健康・福祉では、まちづくりの目標3、いきいきと健康な暮らしを支える保健医療福祉の推進の領域について記載をしております。

62ページを御覧ください。基本施策（1）の健康づくりの推進では、個人の行動と健康状態の改善のほか、2つの具体的施策を掲げております。

65ページを御覧ください。基本施策（2）の地域包括ケア体制の深化では、地域包括ケア体制の深化のほか、1つの具体的な施策を掲げています。

67ページを御覧ください。基本施策（3）

の子育てを地域全体で支える環境づくりの推進では、子どもが健やかで安全・安心に成長できる環境の充実のほか、2つの具体的施策を掲げています。

70ページを御覧ください。基本施策（4）の医療体制の維持・充実では、救急医療体制の充実強化のほか、3つの具体的な施策を掲げています。

73ページを御覧ください。第4節生活環境・基盤では、まちづくりの目標4、安全で快適な住みよい環境と安心な暮らしづくりの領域について記載をしております。

74ページを御覧ください。基本施策（1）の地域コミュニティの維持・活性化では、持続可能な地域運営体制の整備のほか、2つの具体的な施策を掲げております。

76ページを御覧ください。基本施策（2）の安全で快適な交通環境の整備では、道路環境整備のほか、1つの具体的な施策を掲げています。

79ページを御覧ください。基本施策（3）の安心して暮らせる居住環境の整備では、自然景観の保持と阻害する要素の改善のほか、6つの具体的な施策を掲げています。

84ページを御覧ください。基本施策（4）の安全・安心な暮らしの確保では、除雪体制の維持・確保のほか、4つの具体的な施策を掲げています。

89ページを御覧ください。第3章、計画を推進するための行財政運営では、総合計画に掲げた「まちの将来像」実現や「まちづくりの基本目標」の達成のためには、安定した行財政の基盤をつくることが重要であることから、町が取り組む行政の効率と財政の健全化を記載しております。

第3次行財政行政改革大綱として策定した内容を一体化した部分がこの第3章となります。

第1節、行政の効率化では、基本施策とし

て「行政改革の推進」、「職員の人材育成と定員管理」、「広域連携及び公民連携の推進」の3つを掲げ、90ページから93ページにかけて基本施策ごとに現状と課題、具体的な施策ごとの取組の内容、成果指標、関連計画、用語解説を記載しております。

94ページを御覧ください。第2節、財政の健全化では、基本施策として「中期財政計画の推進」、「財源の確保」、「公共施設等の適正管理」、「公営企業の経営」、「第三セクターの経営健全化」の5つを掲げ、95ページから100ページにかけて基本施策ごとに現状と課題、具体的な施策ごとの取組の内容、成果指標、関連計画、用語解説を記載しております。

最後に、第3次総合計画は総合的かつ計画的な行政の運営を図るための計画ということをご理解いただくとともに、これら施策の推進に当たりましては、領域別計画に掲げた具体的施策の着実な実行をベースに、重点戦略の施策に取り組みながら、緊急性や重要度が高いものなどを選択と集中により計画的に進めていくものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、内容の説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

質疑の途中ですが、ここで14時10分まで休憩します。

午後 2時00分 休 憩

午後 2時10分 再 開

副議長 休憩を解き会議を再開します。

これから質疑を行います。

質疑を許します。質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 私からは2点質問します。

最初に、42ページ、農林業の成果目標の燃料チップの生産量について、令和6年度末で

は1,000トンの生産量に対し、目標値である令和12年度は1万トンと、10倍に増えております。令和8年度の予算の中でも、トラックスケールを購入して持っていくというような話があったのですけれども、5年、6年で10倍ということは、かなりの取組がなければ達成できない数字なのかなと、その点についてお伺いします。

あと、この総合計画、住民説明会がされ、私も地元に参加しました。先ほど担当課より説明あったように、3つのエンジンということについて中心に説明されたというふうに理解しています。ただ、この3つの目標が住民一人一人にとって自分事と関わるというふうに感じられたかという点について質問します。

例えばといいますか、一番最初の複合拠点施設の整備とありますけれども、肝腎の自分の住むところの商店がいつなくなるか分からないとか、もう商店がなくなったというようなふうに感じている方がいるのではないかと。西和賀高校魅力化についても、自分の子や孫はもう卒業してここにいないという人からすると、自分にはどういう関係があるのかなというふうな感じ、ユキノチカラについても名前は聞いたことがあるけれども、このユキノチカラの商品開発に関わっている方については非常に身近なものであり、町としても力を入れていくことに非常にやる気というか、そういう意味でこれから推進していこうというふうになっていると思うのですけれども、一般住民からすると、名前聞いたことあるけれども、それでは自分事にはどう結びつくのだろうというような感覚があるのではないかなというふうに思いましたので、この3つのエンジンについて、どう町民に対して自分事と結びつけていくのか、その取組についてお伺いします。

副議長 農林課長。

農林課長 お答えをさせていただきます。

42ページ、成果指標、下段の燃料チップの生産量ですが、近隣で令和8年中に運転の開始を予定しているバイオマス発電施設が年間7万トンから10万トンの燃料を必要としており、この1割の供給を目標として1万トンとしているものでございます。

現在の西和賀町森林組合の燃料チップ供給実績は年間1,000トン程度ですが、これは発電用ではなく、西和賀さわうち病院などのボイラー熱利用向けで、森林組合の大型チップパーは稼働していない時間が大半を占めております。

一方で、燃料となる原木の確保ですが、現在の森林組合の素材生産量が年間1万トン程度で、その半分近くが製紙用などの低質材であるため、これを燃料チップに仕向けることにより、さらに民有林だけでなく、国有林や部分林を含め西和賀町内で伐採を行っている町内事業者及び町外事業者からも原木を買取りすることにより、必要量を確保できるものと考えております。

また、今後の生産量の拡大に応じた移動式チップパーの活用についても考えられ、生産体制の構築にもつながるものとなります。

以上でございます。

副議長 町長。

町長 私から、3つの重点戦略も含む今回の計画の住民の方々への周知、理解につきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

第3次西和賀町総合計画では、人口減少と少子高齢化が加速する中、本町が持続可能な発展を遂げるためには、限られた経営資源を有効に活用し、施策の効果を最大化させる必要があります。そのためには、「まちを切り拓く駆動力」としておりますけれども、「複合拠点施設(道の駅)を目指す整備によるにぎわいの創造」、「西和賀高校魅力化による人材育成」、「ユキノチカラ地域価値創造プラットフォームの形成」の3つを重点戦略に位置

づけ、分野横断的かつ優先的に推進することとしたとおりでございます。

住民の方々との共通意識を高める取組といったしましては、総合計画の全文を町ホームページに掲載するほか、内容をまとめた概要版をつくり全戸配布を行うことで総合計画の共有を図ってまいりたいと考えております。

また、生涯学習課が実施しているまちづくり出前講座のメニューの一つとして、西和賀町のまちづくりを登載します。地域で行われる集まりなど、そのような機会に積極的にご活用いただくことで、将来像や重点戦略、基本目標などの共有を図ってまいりたいと考えております。

また、重点戦略に掲げた3つの取組につきましては、広報やユキノチカラ新聞などを活用した情報発信をするとともに、様々な機会を通じて皆様との共有を図ってまいりたいと思います。

今回提案させていただいている資料のほうに、ビジュアルサマリーと言っておりますけれども、図式化した見開きのものを作成しております、御覧のとおり。また、加えまして、絵だけでは、やはり説明を伴わないとなかなか分からない点があると思いますし、全部が赴いて説明できればいいわけですが、そうでない場合に、ちょっとご苦勞をおかけしますけれども、要約した文書、文字サマリーと言っているのか、同じことを言っているかもしれませんけれども、そういうものをつくりました。そうしますと、この計画の言いたいことをできるだけ、文章といってもタイトルをつけたりして読んでいただけるような形でつくっております。そういうような道具を用いながらできるだけ共有し、この3つのエンジン、4つの目標によって基本をしっかりしつつ、その上で活発化するためのエンジンと位置づけております3つをぜひ全員、町民が全部、全部ということにならないと思

ますが、それぞれ高校で、あるいは子供がいるから将来の高校だったり、小学校の問題であったり、あるいはそういう商店、事業等をやっているの道駅あるいは農産物に関係するのとか、あるいはそういうようないろいろな関わり方の濃淡はあると思いますけれども、それぞれでできるだけ広範囲において皆様とともにやっていきたいと、そういう努力をしていきたいと考えております。

副議長 高橋宏君。

8番 3つのエンジンについては、今、町長言われたとおり、全員が100%というわけにいかないというのは、それは私も理解しておりますので、せっかく上げた目標ですので、着実に進行していくことが、結果的には町民一人一人の自分事につながっていくのかなと思っていますので、いろんな機会を捉えて説明をしてもらいたいと思います。

農林課長の説明の中で、供給先がすぐ近くにあって、それに基づいてということは、非常によく分かります。ただ、現場の人とか、あと実際それだけのものを供給するに当たって、人が一番ですし、あとは今製紙に向けるということでしたけれども、そちらとの契約は大丈夫なのかというような点のクリアしなければいけない課題が幾つかあるのではないのかなと思うのですけれども、その点についてはどうなのでしょう。

副議長 町長。

町長 基本的な見通しとしては、先ほど担当課長が話したとおりでございますけれども、今ご指摘のようなご心配も当然ございますし、町としても、これからのことですので、絶対これでいうところまではいきませんが、いろいろそういう懸念されるところについては手当てを今現場においてさせていただいているところでございます。

例えば作業員に関しまして、やはり森林組合でもなかなか及ばない点もあると思います。

量からして、持っている班でいいのかということもあると思います。その辺は、今も外部からの協力、企業といいますか、そういうお力いただいておりますし、また森組に係らない部分での町内で作業をやられている会社等もごございます。その辺の情報等もいろいろ収集していただいているところでございます。

また、原木の調達においても、資金面でいろいろ懸念もあるところでございます。森林組合の今の経営状況におきましては、いっぱい買ってためておいてという余裕はなかなかない状況にございます。その辺についても、民間の方のお力をいただけないかというようなことで、その向きでお力添えをいただけるようなところと話をしているところでございます。

周りがこういう状況でそういう需要が出てくる、しかも今の地球温暖化に貢献できるというようなことで、単に物を売るということではなくて、そこから得られる電気なり、そういう再生可能エネルギーを町に還元して、町全体がそういう地球温暖化なりにも貢献していくのだというようなことに資するというような見通しがある程度できるということで、そのような懸念を払拭しながら取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

副議長 真嶋実君。

2 番 まず、令和6年から、あるいはそれより遡ってという業務もあったかもしれませんが、2年間にわたって、その間、ご自身の選挙を挟みながら、町の総合計画策定に当たられた内記町長、そして並びに当局の労苦に、まず最初に感謝申し上げます。

総合計画策定については、私も定例議会一般質問、町政懇談会、これは令和6年7月、8月が最初だったかと思います。また、令和7年6月には全ての行政区を回っての住民懇談会、そして年が明けて令和8年の2月には

案を持っての住民説明会と回られ、またアンケート、パブリックコメントなど、機会あるごとに私も町の考えをただしての質問をしながら、意見も述べさせていただいております。また、基本構想審議会についてもできる限り傍聴させていただきました。

その上で、本日は総合計画の策定手順、工程を検証しながら、計画実現に向け、どのような今後運営をしていくかについてということで、これまで既に議論した部分もありますが、改めて議論させていただきたいと思いますので、了解をいただきます。また、この質疑については3回ルールということがありますので、少し長くなりますが、ご了承ください。

まず、前期計画である第2次総合計画についてどのような検証を行い、第3次計画にそれを反映してきたかということですが、令和6年夏に行った町政懇談会では白紙の状態で町民の声を聞きたいとの考えを述べられましたけれども、この時点で第2次計画の振り返りが必要ではなかったかということを改めて問わせていただきます。

白紙の状態というのは、ある意味で町民の声を聞くという部分での一つのやり方ではありますけれども、それは第3次計画の基本的な骨格を先につくって町民に聞くということに対して、それを白紙の状態で聞くということが本来の意味であって、町民が自由闊達に意見を言い、かつ有意義な懇談会になるためには、やはり第2次計画の振り返りについてきちんと資料を用意することが必要ではなかったかなど。実際に、懇談会においてもなかなか町民から意見というものは出なかったのではないかなという印象を持っております。

続いて、定例会の一般質問で、町長はランドデザインという概念を表明しました。今回上程された総合計画の案の中では、私が見た範囲ではランドデザインという言葉を見

つけることはできませんでした。

私自身は、グランドデザインという考え方に一定の賛同の意を示した上で、西和賀町を丸々一本、1つのデザインというよりは、エリアを分けしながら地域の将来像を描き、足元の地域からの積み上げとして西和賀町全体の将来図を描くことが大切ではないかというふうなことも議論させていただきました。

今後、総合計画を実行していくに当たっては、西和賀町の中でそれぞれの町民が暮らす地域をどのような将来像を描くかということは避けて通れない課題となると考えます。

計画承認後の場合も集落自治の足元に密着したグランドデザインづくりを改めて意識して、この総合計画の実行、運用に当たっていくことが必要ではないかと考えますが、考えをお聞かせ願います。

続いて3つ目は、先ほどの説明を聞くまで私自身が、ああ、勘違いしていたのだなということがありましたが、3つの重点戦略と、4つの目標の関係ですけれども、どちらも私は10か年を通しての考えなのかなと思って、ずっと読んでおりました。先ほどの説明を受けて改めて見るところ、3つの重点戦略については前期の5か年の計画に沿ったもの、そして4つの目標については、基本構想に位置づけられて、10か年を通してというふうに捉えてよいのか。その確認です。そこが明確にならなかったものですから、私これまで基本構想も5年で改めるのかなとか、逆に全部10か年にするにすれば、重点戦略があまりにも具体的で、5年もたつともう実現してしまうような内容ではないかなとか、そういうことで頭の中、迷いながら過ごしてきたのが一つ、ちょっと解決したように思いますけれども、町民の皆さんについてもそのところ確認をさせていただいたほうがいいのではないかなと。ビジュアルサマリーを見ても、どうもその関係はちょっと分からないなと思っ

て見させていただきました。

続いて、本定例議会において第3次総合計画案の上程に合わせて、まち・ひと・しごと創生総合戦略並びに行政改革大綱との一体化に向けての条例改正も行われて、それぞれまち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議、行政改革審議会の役割も基本構想審議会に統合されるということが議決されました。第3次総合計画の実行、実現に向けては、町民との協働まちづくり体制を強化するためには、この基本構想審議会の役割がこれまでも増して重要になると考えます。このたびの条例改正によるこの基本構想審議会の役割の広がりについては、もはやその基本構想審議会という名称が示す範疇を超えるものではないかなという思いを持って受け止めさせていただきました。今後、その名前や体制について見直しが必要になってくるのではないかなと考えますが、その考えもお聞かせください。

総合計画策定の根拠にはまちづくり基本条例があるということでの説明もありますが、まちづくり基本条例の検証委員会という組織については、これまで私も何度か質問させていただきましたが、実際のところ、長い間機能していないというところでもあったと思います。町民との対話、住民参加は内記町政の基本理念と認識しておりますけれども、この基本構想審議会の新たな役割を実現していくに当たっては、併せてまちづくり基本条例の検証委員会の役割を確認して、正常に機能していくよう、至急に取組が必要ではないかと考えます。

これまでの一般質問においては、当局からまちづくり基本条例検証委員会の開催以前にまちづくり基本条例そのものの見直しがある意味では必要ではないかという話も伺っておりますけれども、私としては、まずは町の最高規範であるまちづくり基本条例にのっとり施策を実行し、その上で見直しを図るのが筋

ではないかなと考えますけれども、考えをお伺いいたします。

続いて、第2次総合計画では、基本施策ごとに関連する計画について、本定例議会でも農業農村振興基本計画、教育振興基本計画について質問させていただきました。ほかにも、本議会では町の観光振興計画アクションプランなどが俎上に上がっております。

各計画は、総合計画と期間のずれがあるなど進捗管理に難しい側面もありますが、相互に点検、フィードバックしながら、個別の計画に空白期間が生じないように、計画、行動、検証、実現を推し進めていただくことが必要かと思います。

これまでのところだと、どうしても空白がそれぞれの計画に生じているという事例も幾つか出ていますので、その点をどのように今後、総合計画運用と併せて個別計画を進めていくかについての関係をお伺いして、以上をまず質問します。

副議長 町長。

町長 お答えいたします。

最初の私の今回の総合計画をつくるに当たっての住民の皆様との取組の中で、白紙で意見を聞くということについて問題があったのではないかなというようなご質問かと思います。

私としては、そのときの時点で、こういう町にしたらいいか、そういう意見はすぐ求めるのは当然、あれば、もちろんそこで議論をさせていただきたいというところでございますけれども、そういう手順についても、従来型の町が案を出して、その日に膨大な資料を持って行って、はい、これでご意見というのは、そもそも私は無理があるのではないかなということが出発点にございました。そういう点から、そういう取組、作成の仕方も含めて、広範囲にざくばらんにご意見いただければいいなということで臨ませていただきました。

確かに、中には資料ない中で何も話できないのではないかなというふうにありましたけれども、大変恐縮ですけれども、私の座談会での記憶でお一人の方でございました。そのほかの方からは、例えば計画つくるに当たって、積み上げて、今こういう問題があるからこういうようなものを描いていったらいいのではないかなという取組方もあるけれども、むしろ将来こういうふうになりたいというところから逆算して考えていくような方法もあるのでないかなど等ご意見もいただいたことは、貴重であったのではないかなというふうに思っているところでございます。それが1ですね。

それから、2がグランドデザインということでございますけれども、グランドデザインではなくてグラウンドデザインということで、私としてはこの日本語でいうと総合計画というイメージで申し上げたところというふうに、用語の使い方としては来たつもりでございます。

一方で、そのエリアごとの将来どうするのだという積み上げ、これは当然必要なことかと思いますが、やっぱり限られた状況の中でいかにやっていくかという点もございすけれども、最も私が基本としているのは、やはり地域のことは地域の方々が主体となって考えていただくということが大事であろうという考えでございます。

そういう点で、地域計画であったり地域づくり計画という言い方をさせていただいておりますけれども、今回国の制度等もございすが、以前から西和賀においてはほかに先駆けて集落支援員というものを導入し、各地域でいろいろ問題点の整理は集落支援員にさせていただくけれども、やっぱり自主的にそういうものを踏まえて、地域で、集落でどうしていくのだというところをやっていくというのは、地域主体でやっていただきたいなという

ふうな思いでありますし、それが本来の自治のあり方であろうというふうに考えております。

そういう点で、今回の総合計画、また予算上でもありますけれども、これも全国的にあんまりないと思いますけれども、各集落に支援員を配置して、そういう取組を後押しさせていただきたいということで、やらせていただいている点でございます。

それから、先ほどの目標と戦略の期間の時間軸というか、そういう部分でのお話ございました。私は、考え方として、基礎体力のないところに幾ら頑張ろうとしても無理があるので、人間でいえば基礎体力を踏まえた上でいろんなスポーツとか取組をするというようなイメージなのですけれども、そういう点ではこの4つの目標の、これは行政の基本的な仕事であると思います。これを今回も改めて整理させていただいて、4つの分野ごとに目標を掲げて、こういう考え方で10年間やって、基礎体力しっかりしていくのだと。その上で、やはり活発ないろんな新しいチャレンジについては重点戦略という形で3つ置かせていただいて、ただそれはなかなか企業みたいに何年まで売上げ上げてどうというような、そういう企業的な計画は立てられませんが、ただ、やはりある程度の期間でやっていくのだという目標は必要であろうということで、5年間の中で、その重点でちょっとその進み具合に差はございますけれども、やっていくという整理をさせていただいたところでございます。

それから、基本審議会、これはいろんな行革とかそのようなものを、まちづくりを統合して大きくなったということで、それでいろんな審議をする上で、その名称でいいのかというようなお話がございました。そういうことが今後出てくるのであれば、それは適切にその名称がやっていることに合うようにして

いくことが必要であろうかと思いますが、基本的には今回の総合計画がいろんなことの基になりますし、それをしっかりやっていくためには、行政改革、そして財政の手当て、そしてまた一方で国のいろいろご支援もいただくこととなりますので、国が考える、そういうまち・ひと・しごと等の計画に沿った部分の整合性を図りながらやっていくという点で見ていただくという点では、統合してそういう1つの審議会で見いただくこともいいのかなという考えでございますが、今後進めていく上で今のような疑問がむしろ広がるようなことがあれば、改めてその場合はそのときに検討をさせていただきたいなというふうに考えているところでございます。

それから、まちづくり条例の検証ということでございます。確かに委員会等活用されていないのではないかということについては反省すべき点はございますけれども、いろいろな諸条件の中でやっている中で優先順位をつけていくという形でやらせていただきましたが、ただこの条例自体は各種条例の上位法だということで、そこをそういうないがしろに見えるような形でいいのかという疑問だと思いますが、それについては今のような取組を進めながら改善していかなければならないと思います。

ただ、ここで一つ私の個人的意見を言わせていただきますと、条例に上下があるという考え方、どうなのかなというところも、もっと私自身勉強させていただいて、以前にまちづくり条例についていろいろ見直しも必要ではないかという回答もさせていただいた点があると思いますけれども、そこも含めて今後いろいろ改めてやり取りさせていただければありがたいなというふうに思っております。

それから、基本目標ごとに個別の計画との関係どうなのかということで、個別に見た場合には確かに言われたような問題点あると思

います。時間的な整合性取れているのかとか、その位置づけはどうかという点では、そこはやっぱり見ながら整理させていただかなければいけませんけれども、一般論的に言わせていただきますと、これは町村長の集まりであります町村会におきましては以前から言われていることですが、いかにせんつくらなければならない計画が多いと。特に町村会で問題になっているのは、国からのいろんな個別各省庁でやるけれども、住民に接している役場においては、それが一人の人に集まってくるような、一人で何本も計画を立てなければいけない、本来業務ができないのではないかと、住民に向き合った仕事ができないのではないかとということがありまして、そこはそうしないでくれということをずっと前から言っていると思いますし、国でもその方向にあると思います。

しかし、いかにせんいろんな課題に応えていこうとすれば、すぐ金をつけるわけにはいきませんので、どういう形で使うのだということが当然必要になってくる。それが、やはりこれは計画をつくっていただかなければいけないということで、国ではこういう計画つくれということになると思います。

ただ、これが……さらに私としては、町にはもうみんなオーソライズした総合計画というものがあるのだと、これに沿って金をつけてくれたらいいのではないかとというぐらいまでに、私自身としてはその総合計画をレベルアップしていきたいと。単に国等にやめてくれとか、少なくしてくれと言うのではなくて、地元ではこういうものがあるのだよというものに、私自身、以前計画を担当した係としての懸案でありましたので、今回こういう立場になったので、それに対して一歩でも二歩でも近づいていこうという取組でございましたので、その辺ご理解いただいて、今後もご協力をお願いしたいなというふうに思いま

す。

以上でございます。

副議長 真嶋実君。

2番 丁寧な答弁ありがとうございます。

頭のほうから行きますと、白紙でということのアイデアについては私も否定するものではなくて、心を白くして町民の声を聞くという考え方には同意していたところでありますが、タイミングと実際の方法として、あの段階で町民の皆さんから活発な意見をいただくということはやっぱり難しかったのではないのかなと。具体的に意思表示した方は一方だったかもしれませんが、出てきた声というものは総体としてあまり多くはなかったのではないかなということでございます。

あわせて、やはりこの前期、第2次計画の検証というものが、かなり全体として遅れていたのではないかなと。年度ごとのローリングは行っているという答弁でしたが、10か年の計画を立てるに当たっては、やはり7年目、8年目の段階で、単年度の検証だけではなく、大きな10か年のゴールを目指した検証というものを進めながら、審議会の早い段階ではやはり今までの第2次総合計画がどうだったのだということを踏まえて新しい計画、それこそ新しい計画の骨ができる前の白い紙の状態で過去の分析を行うべきではなかったかなと考えております。

最終的にはかなり熱心に議論がされた上でゴールに着いたとは思いますが、審議会を見ていると、本格的な議論がされたのは、結局町のかかなり精密な案が出てから後ではなかったかなという印象を持っていました。

パブリックコメントについても、今回、今までのパブリックコメントと比べると数多くの意見が出されたと思いますけれども、それを酌み上げていく時間もほとんどなかったのが実態ではないかなと思っておりますので、それは今、書き物としてできる総合計画その

もの云々というよりは、運用の中で、そういうことの反省を踏まえながら、実のある計画として動いていくように、運用計画のところでの点検見直しをお願いしたいと思って、あえて今日は発言をさせていただきました。

あと、4つの目標と3つの重点戦略については、ちょっとやっぱり分かりにくかったかなと、これまでの説明が。5年のスパンと10年のスパンということの説明がちょっと分かりにくいまま、今日の説明でようやく私理解したというのが実態で、私の理解力のせいかもしれませんけれども、思っております。

あとは、条例の上下、人の上下はないかもしれませんが、私はやはり条例の重さについては、特にこのまちづくり基本条例については、事あるごとに町自身が根拠として挙げている条例でありますので、そのところは十分に考慮して対応していただかなければならないのではないかなと思っております。

最後に、各計画、確かに国から押しつけられた計画というものがたくさんあるのは、我々の思いはかる以上のことかと思えます。結局は町長と意見を一つにするのかもしれませんが、町民に実のある計画づくりを、総合計画のほかの各計画においても、さきの農業振興計画についても、国の施策を待つのではなくて、町の実態に即した町の方針をきちんと計画を立ててほしいということを述べさせていただきましたけれども、最終的には町長と意見一致するのかなと思いますが、そのところを踏まえた上で総合計画と個別の計画の関係づくりを実行していただければいいのかなと思っの質問でございました。

副議長 町長。

町長 通してご答弁させていただくような形になると思いますが、確かにタイミングであったりとか、時間管理の面では、まだまだ足りない点あると思います。今のようなお話をいただいて、先ほど申し上げましたように、

今後さらにこの総合計画を中心に、各種計画が質の高いものであり、なおかつ住民の方々にもっと実効性のある、よりしっかりしたものにしていくという点では、今後とも検証しながらやっていきたいというふうに思っておりますので、どうかご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

ただ一部、条例の上下関係につきましては学術的ないろいろ疑問を呈するものもあるようですので、それを含めまして今後ご議論させていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

副議長 討論でないので、質問でお願いいたします。

唐仁原俊博君。

6番 ちょっと私のほうから2点。

まず、第3章の計画を推進するための行財政運営のところの90ページのところで、DXの推進というふうに挙げられています。これまでも私、一般質問でもDXについてお話をさせていただいたりもしたのですけれども、DX推進計画、これが令和8年度に新しく置かれるということになるかと思っておりますので、この内容、どんなものになるかということをお教えいただきたいことが1つと、あともう一つが、先ほど内記町長の答弁でありましたけれども、計画をとにかくつくらなければいけないということに関して、私も非常に問題というか、課題だと感じていまして、訴えていきたいということだったので、どんどん訴えていこうではないかと思っていまして、これ、例えば岩手県内のほかの基礎自治体もそうですし、県も巻き込まないといけないうし、あるいはもっと全国の町村というものがあると思いますけれども、何か具体的なアクションなどを既に考えておられたらお聞かせ願いたいなと思います。

副議長 町長。

町長 私から、各種計画のあり方についてお

答えをさせていただきたいと思います。

私も役場職員でしたので、そこに関わる部分から、そういう計画のあり方というものは疑問に思っておりましたし、業務の負担の割には、そのサービス効果という点で問題意識を持ってずっとやってまいりました。これは、私個別のことではなくて、先ほど申し上げたように、これは全町村的にやはり課題意識を持っているということで、町村長の立場になり、そういう町村会なりでそういう問題意識があって、こういう計画がこうだということを政府のほうに要望させていただいておりますので、まずはそれをしっかり、より届いて反映されるように、国でもその向きで取り組んではいただいておりますので、それがより加速するようにやっていくことが大事だろうというふうに思います。

そのときに結構インパクトになるのは、個別の具体的計画の作業において、こういうことがあったよというようなことを訴えていくことがより有効ではないかなと思っております。今は幸いSNSとかいろいろ発信手段がありますし、もちろん肉声を通じての訴える場もございますので、その辺を通じて取組を進めていただければいいと思いますし、それが広がりを持つためには、議会では意外とそういう動き、私そちらをよく知っていなくて言うので恐縮ですけれども、広がり、まだまだ持っていただける余地があるのではないかなというふうに思いますので、訴えることにご協力いただければありがたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

副議長 総務課長。

総務課長 私からDXについてお答えしたいと思います。

DXの推進計画につきましては、ご質問にありましたとおり、今年度、計画の変更を今かけておるところでございます。今年度まで

実施してきた内容を次の計画には反映するというふうに考えてございまして、例えばフロントヤードの改革、窓口の改革であったり、あとは何でしょう、電子の決裁といいますか、そういった改革であったり、この間の質問でもご答弁しましたが、これから進める情報発信に向けての取組など、そういったプロジェクトなどを次の計画には反映した中での策定を今やっているところで、今年度中の計画を目標に策定を進めているところでございます。

副議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。自治体DXというものと、先ほど来町長が述べておられる行政の業務のあり方とか計画のあり方というものは、これは非常に関連するものだと思います。特に求められるフォーマットで一々こちらで情報を成形してデータを渡さなければいけないとかというような時代ではないので、国とか、県とかでもっと対応できる部分があるだろうと思いますし、あとは住民の生の声、それも何らかの形で参照できるような形というものは絶対できるようになるはずなので、そういったところまで行って初めてDXなのかなと思っています。

町の単位で言えば、まず業務の棚卸しというのがDXのために絶対に必要だというふうに言われていまして、どういうフローで、関係する人はどういう範囲なのかとかということをやっておかないと、その後の設計がうまくいかないという話があります。

ここに掲げてある部分では、役場の中の効率化とかということがメインだとは思いますが、先ほど答弁でいただいたように、窓口対応であるとかも含まれることだと思いますので、これまでも同じようなことを言っているのですけれども、やはり住民と接点を持ちながら進めていただきたいなと思っております。一般質問でしたかね、予算審議だったか、住民に対しての情報発信も今後考えていくと

いうことでしたけれども、住民と一緒にそのあり方を考えていくというお考えでいることで間違いはないですかね。

副議長 町長。

町長 全くもう行政の基本に関わる部分であると思いますので、そこを重視し、取組を進めたいというふうに考えております。

副議長 普本歌織君。

3 番 大きく3点質問させていただきます。

1点目は、重点施策の中の一つである複合拠点施設に関してです。今後どのような施設が必要なのかですとか、拠点としてどう活用していくかというところで、町民とともに考える過程が必要であると思いますが、そういった機会は設けられるのかということと、2月の住民説明会での当局の説明では、複合拠点施設は建設までに5年ほどかかるということで、それまでにどのように3つのエンジンのうちの1つとして機能させるつもりなのかということです。

2つ目は、重点施策の西和賀高校の魅力化のところですか。住民説明会の複数の会場で、学びの重点施策が西和賀高校ということには違和感があるという意見が出たと認識しています。その意見はどのように反映させているのでしょうか。

町には町立保育所、小中学校がありますが、その上で西和賀高校をエンジンとするのはなぜか。小中学校も一貫校化など大きな転機に来ていて、住民の意識を、地域への意識を醸成する好機だと思うのですが、保育所、小中学校を柱にする、重点施策にするという検討はなかったのかということが2点目です。

もう一つは、計画策定に当たっての住民の意見聴取についてです。住民説明会や懇談会で、20代から40代の参加はどれくらいあったのでしょうか。また、女性の参加はどれくらいあったのでしょうか。若い町民や女性の願いを反映した計画になっていると認識してい

ますか。住民説明会や懇談会の場が町民の願いや希望を十分話し合う場になったと考えているかどうかについてお聞かせください。

副議長 企画財政課長。

企画財政課長 それではお答えいたします。

まず最初に、複合拠点施設について、今後町民との共に考える過程があるかということについてお答えいたします。

第3次西和賀町総合計画では、重点戦略の一つに複合拠点施設整備とにぎわい創出を位置づけました。複合拠点施設につきましては、現在基本構想を策定中であり、具体的な機能や整備する施設につきましては、今後策定予定の基本計画にお示しをする予定です。その策定プロセスにおいては、パブリックコメントを実施し、広くご意見を募集したいと考えております。

そして、その複合拠点施設の建設までに5年ほどかかるというようなお話を住民説明会でしましたし、そのエンジンとしてどのように機能させるかということにつきましてお答えいたします。

2月に開催しました住民説明会において、複合拠点施設の完成時期については令和12年度頃という見通しをお答えしたところです。完成後の複合拠点施設は、交流や観光の拠点として町外から誘客を図るだけでなく、町内の各拠点をつないで地域経済を循環させるハブとしての役割、にぎわい創出のエンジンとして機能させることを目指しております。

建設までの期間におきましても、これを準備期間とするのではなくて、農林課や観光商工課などの関係課との協議を重ねまして、またさらに株式会社西和賀産業公社やユキノチカラプロジェクト協議会、そして町内の農林・商工・観光事業者の皆様と連携したネットワークづくりを先行して準備を進めてまいりたいと考えております。

2つ目の質問の住民説明会での学びの柱が

西和賀高校ということと、それから併せて保育所や小学校、中学校をその柱とする検討はなかったかというご質問についてお答えいたします。住民説明会において、学びの柱が西和賀高校であるということに対し違和感があるというご意見をいただいたことは受け止めております。総合計画では、先ほどお話もしましたが、個別に策定をしておりましたまち・ひと・しごと創生総合戦略も一体的な計画と今回統合しております。そして、第2期の西和賀町のまち・ひと・しごと創生総合戦略の重点施策として3つ掲げてきました。

その1つ目が「地域資源を活用した西和賀のブランド化推進」、そして「西和賀高校の魅力化を通じた人材育成」、そして「関係人口による多様なまちづくり」の、その3つの流れをくみつつ、国の総合戦略に掲げる4つの目標、「仕事をつくる」、「人の流れをつくる」、「若い世代の希望をかなえる」、「魅力的な地域をつくる」を達成するための具体的な、かつ強力な手段としてこの3つの重点戦略ということで、総合拠点と、それから西高の魅力化、ユキノチカラというものを構成したところになります。

これまでの高校魅力化の取組は、町全体の教育環境を向上させるものであり、高校が存続し、魅力的な教育を行うことは、小中学校の子供たちにとって地元で学び続けられる選択肢を守ることに考えております。前期基本計画5年間ににおいては、西和賀高校を核として学校・地域・行政が一体となった高校魅力化をさらに推進し、町の定住・移住を支える重要な事業として重点戦略の一つとして位置づけたところです。

将来像に掲げる学びが開くというところは、西和賀高校だけを指しているものではなくて、生涯学習を含めた広い概念ということをご理解いただきたいと考えております。

そして、その小学校、保育の現場が町の教

育の土台ということは言うまでもなく、現在進めている小中学校の一貫校の整備だとか、沢内エリアでの保育・学童の一体的な整備は、現状の教育課題を克服し、子供たちにとってよりよい質の高い学びを受けられる重要な取組だと考えております。まず、保育所、小中学校の取組につきましては、まちづくりの基本目標において明確に位置づけをしまして、具体的な施策を着実に推進してまいります。

すみません、失礼しました、もう一つ。住民説明会、懇談会での20代から40代の参加者、それから女性の参加者、そして町民の願いや希望を十分に話し合う場になっているかというところについてお答えいたします。

参加者の状況についてですが、全体に占める女性の割合は、令和7年の5月の住民懇談会では22%、令和8年2月の住民説明会では24%でした。受付の名簿には年齢までの記載を求めておりませんでしたので、20代から40代の参加者の割合までは把握しておりません。

そのほか、令和6年12月に実施したまちづくりアンケートでは、回答者に占める女性の割合は53%でした。

また、令和7年7月に開催しました産業等団体ヒアリングでは、若手の農業者や子育て世代の方々からも直接お話を伺う機会を設けたところです。

これらの機会にいただいた町民の皆様の声や意識を理解して、町の将来像に向けた各施策に反映した総合計画を策定できたと考えております。

まず、町民の皆さんの意見ということには貴重な、様々な機会を通じてご意見やご要望を伺う場となっておりまして、まず町民の声を直接お聞きする場として一定程度効果はあったものと認識をしているところになります。

副議長 普本歌織君。

3番 ありがとうございます。もう一点お聞きします。

西和賀高校の魅力化もそうですし、小中学校の充実というところが、人材育成の柱の中に位置づけてあると思います。そもそも西和賀高校の魅力化であったり、小中学校の教育が人材育成であるというところに違和感があります。会社や何かのお仕事で役に立つ技術や知識を身につけるというところは人材育成なのでしょうが、教育の目的は一人一人の人がいかに豊かに人生を送るかということ、それを支えるのが教育であるというふうに思います。自己実現を支えるというところが教育の目的なのではないでしょうか。一人一人の人間が豊かになった先に社会貢献があるのは構いませんが、社会貢献が目的になることは違うと思います。教育を人材育成の中に位置づける、そこの考え方について伺います。

副議長 教育長。

教育長 人材育成と教育の関わりについて、自分なりの考え、少しだけお話しさせていただきたいなと思います。

確かに人材育成という言葉が独り歩きするのは、あんまりよろしくないかとは思いますが、基本的に教育は、議員がおっしゃるとおり心豊かな、そういうふうな人間性のあふれた人に育てていくということが、その基本にはあると思います。

その基本の次にあるのが、自己有用感といって、今学説は様々あるのですが、マズローの三角形とか、ピラミッドとかとあるのですが、やはり最終的には個人が認められていくということがすごく大事になっていきます。その中で、自分の能力や、それから自分のよさを発揮しながら、社会的に自分の立ち位置を決めていったりして、自己実現を図っていくものだというふうに思っているところです。そういう意味で、まず人材育成という言葉は広く一般に現在も使われているということも、私自身としては認識しているところです。

西和賀町においては、やはり地域の方々と

たくさん多くのことに触れ合いながら、今までの歴史感だとか、それからここでの生活のすばらしさだとか、そういうところを十分身につけていきながら、ここを生かしながら、自分もこの中で生活していこうとか、またほかの地域と比較しながら、また生活していこうとか、そういうたくさんの経験を、豊かな経験をしていくことが、最終的にはその子の成長につながっていくというふうに思っておりますので、そういう意味で心の豊かさを育てていく、それから生きるためのスペックを育てていく、それからなりわいとしてもやはり考えていく必要はやがて出てくることがありますので、そういう機会を、これからネットワークをつなぐための今があるというふうに認識していただいて、そしてその部分を人材育成というふうに考えていただければというふうに思うところです。

すみません、持論になってしまいますけれども、いずれこの子供たちには誇りを持って生活してほしいですし、地域の方々も自分たちの町に誇りを持てる子供を育てることと同時に誇りを持っていただけたら本当にありがたいなというふうに思っているところです。

以上になります。

副議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 これから討論に入ります。2名の方から通告がありました。

まず、原案に反対者の発言を許します。

普本歌織君。

3番 ただいまの議案に反対の立場で討論をいたします。

まず初めに、この計画策定に当たって、住民説明の前に全戸に資料を配布し住民説明会に臨んだことは、大変評価するものです。それを見て、住民は内容を知った上で、参加することができたと思います。

しかし、内容の3つの点で指摘させていた

できます。主に重点施策についてですが、重点施策の3点は、どれも町の外に目が向いているように見えてしまうと思います。西和賀高校の魅力化にしても、ユキノチカラにしても、充実させることは大切だと思います。交流人口も、関係人口も大切です。しかし、町の総合計画として打ち出すときには、もっと町民の暮らしに目を向けた視点を打ち出すのであれば、町民にとって他人事のような計画になってしまうのではないのでしょうか。

現に全戸配布された資料を見て、主に3つの重点施策に対して、これは大事だと思う、しかし、だから私たちの暮らしはどうなのだろうかという印象だったという意見が1人や2人ではありませんでした。それが当局に届かなかったのは残念であります。

移住・定住対策としても、この3つのエンジンは否定はしませんが、町民自身が住んでいてよかった、町民が町民として大切にされていると思えることこそ最大のPRになると思います。ここに住む人を大切にしていることが感じられる打ち出し方は、Uターンや移住を考える人にとっても安心感につながる、移住の検討材料として結果的にプラスになることであると思います。

後段の領域別施策に対しては、町にとって重要なこと、大切なことが取り上げられていると感じており、これは支持するものです。しかし、3つの重点施策については町民の要求とかけ離れているのではないかとこのことを指摘します。

2つ目は、質疑でも申し上げましたとおり、教育を人材育成と位置づけている点です。一人一人の人がいかに豊かに人生を送るのか、その自己実現を支えるのが教育であると思います。もちろん、その先に社会貢献はあってしかるべきだと思います。

現にこの人材育成ということで打ち出して

いるがために、住民説明会の中でも、人材育成というからには、西和賀高校を卒業した子供たちが西和賀に貢献するような施策は取られるのかという質問が出ました。当然のことです。西和賀高校も、小中学校も豊かな人間性を育てる、もしくは人を育てるといったような打ち出し方をしてほしかったと考えます。

先ほど重点施策が町民の思いとかけ離れてしまったのではないかと述べましたが、そうなった原因として考えられることが3つ目の指摘であります。計画の策定を始めた当初は、町長がゼロベースで町民の声を集めるとして始まったと認識しています。しかし、今年度29地区で行った意見聴取は、その時点で既に3つの重点施策の提示があり、そのこと以外には意見を出しづらい状況であったと感じます。その後、2月に行った住民説明会から基本構想審議会の答申決定まではあまりに日数が少なく、町民の声を反映させるために必要な日程ではなかったのではないかと感じています。そのことで町民の要求や今後の希望を十分に反映することができなかったのではないかとこのことを指摘して、反対討論といたします。

副議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

真嶋実君。

2番 第3次西和賀町総合計画を定めることについて、賛成の立場から討論します。

上程された第3次西和賀町総合計画案は、その個別内容については考え方、意見の異なる部分もありますが、これまで基本構想審議会、町政懇談会、住民説明会、パブリックコメント等を重ねて上程されたこの西和賀町第3次総合計画案に対して敬意を表し、賛成いたします。

なお、策定の工程とその検証を踏まえて、計画の実現、実行に向けては、先ほどの審議で議論した内容を十分に踏まえて、上意下達

的な統治の仕組みとしてではなく、町民の足元の声を町政にくみ上げる住民自治のポンプとしての実行、実現をお願いして、賛成の討論とさせていただきます。

副議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

副議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

副議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第31号 第3次西和賀町総合計画を定めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

副議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで3時25分まで休憩します。

午後 3時15分 休 憩

午後 3時25分 再 開

副議長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、日程第11、議案第32号 西和賀町過疎地域持続的発展計画を定めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 ただいま上程になりました議案第32号 西和賀町過疎地域持続的発展計画を定めることについて、提案理由を申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく西和賀町過疎地域持続的発展計画については、令和3年に策定し、過疎地域の持続的発展に向けた取組を進めてきたところではありますが、令和7年度で計画期間が終了することから、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする西和賀町過疎地域持続的発展計画を定めることとし、同法第8条

第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

副議長 企画財政課長。

企画財政課長 それでは、私から計画の内容について説明いたします。

過疎地域については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が10年の時限立法として制定されて以来、これまで4次にわたりいわゆる過疎法が制定され、各種の対策が講じられてきましたが、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日で期限を迎えたことから、総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな過疎法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されました。

町では、同法の制定に伴い、県が定める過疎地域持続的発展方針に基づき、令和3年9月に令和3年度から7年度までの計画を策定し、現在に至っておりますが、今年度で計画期間が終了することから、令和8年度から12年度までの西和賀町過疎地域持続的発展計画を策定するものです。

なお、計画の策定に当たっては、あらかじめ県と協議しなければならないことになっており、2月6日付で県から同意する旨の通知をいただいております。

計画策定に当たっての基本的な考え方ですが、町の総合計画がまちづくりの基本であることから、先ほど議決いただきました第3次西和賀町総合計画基本構想前期基本計画と整合性を図っております。

それでは、計画の目次を御覧ください。1の基本的な事項は、西和賀町の概況や現状、持続的発展の基本方針などを記載しています。

2の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成からは、12の各分野における現況と課題、その対策、事業計画をそれぞれ記載しており

ます。

なお、この様式や項目は、国から記載例として示されているものに準拠する形で策定をしています。

それぞれの分野についての詳細な説明は省略させていただきますが、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の分野については3事業、産業振興分野については22事業、地域における情報化の分野については3事業、交通施設の整備、交通手段の確保の分野については17事業、生活環境の整備分野については15事業、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の分野については10事業、医療確保の分野については9事業、教育の振興の分野については11事業、集落の整備の分野については3事業、地域文化の振興等の分野については1事業、再生可能エネルギーの利用推進の分野については1事業を掲載しています。計画全体では95事業、概算事業費は175億2,387万円となります。

巻末に、参考資料として令和8年度から12年度までの事業計画を添付しております。計画にある事業計画の具体的な内容となりますが、あくまでも現段階での試算であり、実際の事業実施に当たっては、個々の事業ごとに検討をすることとなります。

また、本計画は令和12年度までの計画であります。町の総合計画や各種個別計画等の見直し、社会情勢の変化及び新たな行政需要が生じた場合など、必要に応じて計画を見直していくものです。

以上で、西和賀町過疎地域持続的発展計画の概要説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第32号 西和賀町過疎地域持続的発展計画を定めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案については原案のとおり可決されました。

続いて、日程第12、議案第33号 町道の路線認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 ただいま上程になりました議案第33号 町道の路線認定について提案理由を申し上げます。

町道の路線認定について、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

副議長 建設水道課長。

建設水道課長 それでは、ご審議をお願いするものは主要地方道花巻大曲線の小倉山の2工区の完成、供用開始に伴い、旧県道敷の一部が町に移管されることから認定を行おうとするものです。

路線番号349番、路線名、町道川舟湯の沢線であります。路線認定議案及び参考資料の図面を御覧になってください。起点は西和賀町花巻越山国有林1072林班は小班地先、終点は西和賀町花巻越山国有林1081林班は小班地

先とするものです。延長は612.3メートル、幅員は39メートルないし5.2メートルであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第33号 町道の路線認定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案については原案のとおり可決されました。

続いて、日程第13、議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて(貝沢辺地)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 ただいま上程になりました議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて提案理由を申し上げます。

貝沢地区内の交通の円滑化と安全確保及び地域経済の活性化を図るため重要な路線である町道の改良事業及び活性化拠点施設整備事業の追加が見込まれるため、貝沢辺地に係る総合整備計画の一部変更を行おうとするものです。

変更の内容の資料として、変更前と変更後の総合整備計画書を添付しておりますので、そちらを御覧ください。3、公共的施設の整備計画の表について、施設名、市町村道・橋りょうについては、事業費1億1,100万円を1億9,200万円に、財源内訳の一般財源7,404万円を1億5,504万円に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額7,400万円を1億5,500万円にそれぞれ変更するとともに、施設名に地場産業振興施設を、事業主体名に町を、事業費に2億4,720万4,000円を、財源の特定財源に1億2,360万2,000円を、一般財源に1億2,360万2,000円を、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額に1億2,360万円をそれぞれ追加し、合計の欄の事業費を4億4,920万4,000円に、財源内訳の特定財源を1億6,056万2,000円に、一般財源を2億8,864万2,000円に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を2億8,860万円にそれぞれ変更するものです。

なお、計画の変更に当たっては、あらかじめ県と協議をしなければならないこととなっており、2月6日付で県から異議がない旨の通知をいただいております。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合

整備計画を変更することについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案については原案のとおり可決されました。

続いて、日程第14、議案第35号 西和賀町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 ただいま上程になりました議案第35号 西和賀町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について提案理由を申し上げます。

個別識別に利用しているマイナンバーカードの電子証明書は、5年に1度更新する必要があります。今後の更新需要を踏まえ、この個人番号カード用署名用電子証明書の更新等事務を取り扱う郵便局として、川舟郵便局及び湯本温泉郵便局を指定することについて、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

議案の別紙を御覧ください。指定する郵便局の名称は、川舟郵便局と湯本温泉郵便局です。指定する郵便局の郵便局取扱事務ですが、1つが、郵便局事務取扱法第2条第6項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請の受付、署名利用者確認のための書類の受付並びに当該申請に関わる個人番号カード用署名用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付並びに署名利用者確認のための書類の受付に関する事務です。

2つ目が、同法第2条第7項に規定する個人番号カード用利用者証明書用電子証明書の

発行の申請の受付、利用者証明利用者確認のための書類の受付並びに当該申請に関わる個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用利用者証明書用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付並びに利用者証明利用者確認のための書類の受付に関する事務です。

3、指定する郵便局の郵便局取扱事務を取り扱う期間は、令和8年7月1日から令和9年3月31日までとし、期間満了の3か月前までに西和賀町及び日本郵便株式会社のいずれもが特定の事務の取扱いを廃止する旨の意思を表示しないときは、当該期間をさらに1年間延長することとし、以後も同様とするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第35号 西和賀町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案については原案のとおり可決されました。

続いて、日程第15、議案第36号 権利を放

棄することに関し議決を求めることについて
を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 ただいま上程になりました議案第36号
権利を放棄することに関し議決を求めること
について提案理由を申し上げます。

普通財産の土地貸付料については、不動産
賃貸契約書によりその賃借料の請求をしてき
たところであります。債務者の破産により
債務者が免責となったため、今後徴収の見込
みが明らかにない債権について、地方自治法
第96条第1項第10号の規定により権利を放棄
することに関し議決を求めるものです。

放棄する権利の内容は、土地貸付料債権1
件、34万2,590円、2、債務者は、1法人、
3、放棄する理由は、債務者の破産により債
務者が免責になったため債権を放棄するもの
です。4、権利を放棄する時期は、本議案の
議決の日です。

以上で提案理由と内容について説明を終わ
りますので、ご審議の上、原案のとおりご決
定くださいますようお願いいたします。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わ
ります。

討論を省略し、直ちに表決に付することに
ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入
ります。

議案第36号 権利を放棄することに関し議
決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の
方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案については原案のとおり
可決されました。

ここで議案配付のため暫時休憩します。

午後 3時45分 休 憩

午後 3時46分 再 開

副議長 予定している日程が午後4時までに終
わらない場合は、終わるまで会議の時間の延
長を行います。

続いて、日程第16、諮問第1号 西和賀町
人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求め
ることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 ただいま上程になりました諮問第1号
西和賀町人権擁護委員候補者の推薦につき意
見を求めることについて提案理由を申し上げ
ます。

西和賀町人権擁護委員の候補者の推薦につ
いて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に
より議会の意見を求めるものであります。

氏名、高橋範子、生年月日、

、 歳、住所、

。

高橋範子さんは、平成26年4月1日から人
権擁護委員として活動しており、相談業務を
はじめ人権啓発活動も意欲的に行っておりま
す。また、人柄も誠実で、責任感もあり、地
域住民からも信頼が厚いことから、人権擁護
委員に適任であります。今回任期満了に伴い、
改めて人権擁護委員候補者として推薦しよう
とするものです。

高橋範子さんの任期は、令和8年6月30日
で満了し、7月1日からの任期となりますが、
候補者の推薦後、法務大臣から委嘱の発令を
されるまで期間を要することから、本議会に
おいて議会の意見を求めるものです。

なお、人権擁護委員の任期は1期3年とな
りますので、申し添えます。

以上で提案理由の説明を終わりますので、
ご審議の上、原案のとおり答申いただきます
ようお願い申し上げます。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わ
ります。

討論を省略し、直ちに表決に付することに
ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入り
ます。

諮問第1号 西和賀町人権擁護委員候補者
の推薦につき意見を求めることについてを採
決します。

本案を原案のとおり適当と認める方は起立
を願います。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり適当と定
める旨答申することに決定しました。

ここで議案配付のため暫時休憩します。

午後 3時48分 休 憩

午後 3時49分 再 開

副議長 続いて、日程第17、同意第1号 西和
賀町教育委員会の教育長の任命に関し同意を
求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

町長 ただいま上程になりました同意第1号
西和賀町教育委員会の教育長の任命に関し同
意を求めることについて提案理由を申し上げ
ます。

西和賀町教育委員会の教育長の任命に関し、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第
4条第1項の規定により、議会の同意を求め
るものであります。

氏名、柿崎肇、生年月日、

、歳、住所、

。柿崎肇さんは、令和2年4月1日から教
育長として任期3年2期を務めていただい
ており、令和8年3月31日に任期を終えるこ
とから、再度教育長をお願いするものであり
ます。

柿崎さんには、これまでの教育長としての
経験、知識を生かしていただき、教育行政の
発展に寄与いただくことを期待するところ
であります。また、今後の西和賀町の教育のあ
り方、方針を議論していただく上で必要不可
欠な存在であります。

任期は、令和8年4月1日から令和11年3
月31日までです。

西和賀町の教育長として最適任者であり
ますことを申し添え、ご同意いただきますよう
お願い申し上げます、提案理由の説明を終わ
ります。

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わ
ります。

討論を省略し、直ちに表決に付することに
ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、直ちに表決に入り
ます。

同意第1号 西和賀町教育委員会の教育長
の任命に関し同意を求めることについてを採
決します。

柿崎肇氏を任命することに同意する方は起
立を願います。

(賛成者起立)

副議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり同意する
ことに決定しました。

続いて、日程第18、総務教民常任委員会所管事務調査報告を議題とします。

本案について報告を求めます。

総務教民常任委員長からの報告を求めます。

柳沢安雄君。

10番 令和7年度総務教民常任委員会所管事務調査報告。ただいまより総務教民常任委員会として実施いたしました町内の介護施設の現状と課題に関する所管事務調査について報告いたします。

本調査は、町内における高齢化の進展を踏まえ、介護施設が地域社会において果たす役割の現状を把握し、課題を整理することにより、今後の行政施策や地域ケア機能の充実、地域医療・介護連携体制の進化・高度化を目的として実施いたしました。

調査結果についてご報告申し上げます。まず、調査に先立ち、令和7年7月18日に、本委員会終了後、健康福祉課により「第9期西和賀町高齢者福祉計画並びに介護事業計画」について説明を受けるなど、事前学習会を開催いたしました。この学習会により計画の基本的な方向性や町内の高齢化の現状、介護サービス等の提供体制について委員で理解を深め、今後の調査に向けた視点を共有し、以降の調査の参考といたしました。

7月下旬には、町内7か所の介護施設を対象とした訪問に係るアンケート調査を実施いたしました。アンケート項目は、施設運営状況、人材の確保・定着状況、設備・施設環境、利用者サービスの状況等に関するもので、全7施設からご回答いただきました。アンケート結果により、訪問施設の共通課題や個別の特色を把握することができました。

8月18日から9月17日の期間には、アンケート調査にご協力いただきました町内7か所の介護施設を訪問し、施設職員の方と意見交換及び施設の現地視察を行いました。日々の業務の様子や職員の負担の大きさ、利用者へ

のサービス提供状況についての生の声を伺ったり、居室や共有スペース、設備状況を確認することで、アンケート結果だけでは把握し切れない現場の課題や運営上の工夫を確認することができました。

さらに10月15日には、西和賀町社会福祉協議会所属の知識経験者でもある廣田氏をお招きし、意見交換を開催いたしました。施設運営上の課題、地域包括ケアの推進、人材確保・職場環境改善、サービス提供体制の確保、経営支援等について専門的な意見をいただきました。これらの意見は、施設の運営改善や行政施策に反映させる上で大変貴重なものでございました。

それでは、次に調査・協議を行ってまいりました介護分野における現状と課題を報告申し上げます。

初めに、「外国人材を含む介護人材の確保と定着」についてであります。本町の介護現場においては、職員の高齢化が進んでいることに加え、介護のいわゆる「3K」、「きつい・汚い・危険」といったイメージが依然として強く、若年層を中心に他業種への人材流出が続いている現状が確認されました。また、住宅の確保が難しいことも大きな課題であり、特に外国人や町外から通勤する職員にとって、住居の問題が就労や定着の妨げとなっております。外国人介護人材の活用については、多くの介護施設で採用が進められている一方で、紹介手数料や管理料などの採用コストが高額であり、業者にとっては大きな負担となっております。

さらに、住宅の確保や地域・職場への定着の難しさや入国や入社までに長時間を要すること、雇用型での受入れに伴う管理面の負担が大きいことなど、複合的な課題が指摘されました。勤務体制の面では、夕方や夜間にかけての勤務、いわゆる夜勤人材の確保が極めて困難であることに加え、介護福祉士など有

資格者や専門的な知識・技術を要する人材の不足が顕著となっております。

また、派遣職員の活用については、派遣手数料が高額であることから経費負担が経営を圧迫しているほか、外国人派遣職員の集団退職が発生した事例もあります。採用に慎重にならざるを得ない施設があることも課題として挙げられました。

次に、「介護事業を取り巻く経営環境と財政的な難しさ」についてであります。介護報酬体系においては、介護度が高いほど収入が高くなる一方で、比較的介護度の低い利用者は、収入が低いにもかかわらず、転倒や急変などのリスクが高いという構造的な矛盾があり、現場からは制度のあり方に対する疑問の声が聞かれました。

また、近年の物価高騰や人件費の上昇が介護施設の経営を直撃しており、自己資金による投入や赤字経営を余儀なくされている施設も少なくありませんでした。

一方で、利用者の多くが年金収入を主な財源としていることから、利用料金の改定は容易ではなく、経営努力だけでは限界があるとの認識が共有されました。

特にヘルパー事業においては、事業単価が低い上に加算減額などの影響も大きく、事業継続そのものが危ぶまれる状況にあるとの指摘もありました。

次に、「町の介護の将来像と行政への要望」についてであります。複数の施設において統合や再編、合併の検討が進められておりますが、理念の違いや職員体制の調整が大きな課題となっております。こうした中、町には中立的な立場での仲介や、町民ニーズや将来設計に関する情報提供など、調整役としての積極的な関与が求められております。

また、これまでの「施設に預ける介護」から、在宅での生活や生きがいを充実する方向への転換が必要とされております。地域全体

で高齢者を見守る仕組みづくりが検討されています。あわせて、小規模多機能から大規模多機能への移行、給食センターの活用による業務効率化、さらに温泉資源の活用など、地域資源を生かした新たな取組も模索されております。

次に、「在宅サービス地域連携」についてであります。在宅サービスについては、一定のニーズがあるにもかかわらず、採算が取れず撤退する事業者が出ている現状があり、ヘルパーだけに依存しない、地域全体で支える体制の構築が必要とされております。

また、移動・外出支援や宿泊型サービスへのニーズも高まっている中で、介護保険制度に関する情報が十分に事業者側も把握されていないという課題も明らかになりました。

最後に、調査から見えてきた現状と課題を踏まえ、総括として申し上げます。今後は、町主導による総合的な支援策を展開し、施設統合やICT・ロボット導入支援、情報共有の強化など、多角的な施策を一体的に推進することが不可欠であります。日々、厳しい環境の中で介護に従事されている現場職員の皆様の献身的な努力に最大限の敬意を表するとともに、町全体で介護を支える体制づくりを進めていくことが必要であると感じたところでございます。

以上の内容をまとめ、今後町に対して要望していきたいと考えております。

以上、総務教育常任委員会として調査・協議を行ってまいりました介護施設に関する調査報告を述べました。本調査が今後の西和賀町における介護施策の充実と持続可能な介護体制の構築に向けた一助になることを期待いたします。

関係各位におかれましては、提言の趣旨をご理解いただき、今後の施策立案及び事業推進に反映していただくよう切にお願い申し上げます。これもちまして総務教民常任委

員会委員長としての報告を終わらせていただきます。

以上でございます。ありがとうございます。

副議長 柳沢委員長は委員長席に移動してください。

ただいま総務教民常任委員会、柳沢委員長の報告が終わりました。

これから質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

柳沢委員長は自席にお戻りください。

お諮りします。総務教民常任委員会委員長報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認めます。

したがって、総務教民常任委員長の報告のとおり受理することに決定しました。

続いて、日程第19、産業建設常任委員会所管事務調査報告を議題とします。

産業建設常任委員長からの報告を求めます。北村委員長。

1 番 令和7年度産業建設常任委員会所管事務調査委員長報告。

産業建設常任委員会として今年度実施しました所管事務調査の報告をいたします。

調査内容は、町内上下水道施設の視察及び現状と課題の把握です。

10月8日、本委員会による現地調査に先立ち、所管課である建設水道課から、上下水道事業について沿革と現状の説明を受けた後、引き続き現地案内及び詳細な説明をいただきました。

その後、11月26日、全委員による調査の審査を行ったところであります。

初めに、上水道事業についてです。本町の

上水道事業は、幾度かの簡易水道統合を経て、平成29年度に7水系から成る西和賀水道事業に一本化されて現在に至ります。様々な対策を講じてきましたが、急速な人口減少や節水機器の進化、節水意識の向上などにより、利用料の収入も減少傾向です。今後の施設・管路の更新や耐震化など整備を進める必要もあり、水道料金検討委員会の提言の下、令和7年7月に料金改定を行いました。

将来にわたり安全で安定した水道供給を維持していくために、中長期的な経営基本計画となる経営戦略の見直し、水道施設や水系の統廃合を含む今後の施設整備構想に基づき基本計画を策定しようとしている段階です。

続いて、下水道事業についてです。

本町の下水道事業、いわゆる汚水処理事業は、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、特定地域生活排水処理(合併処理浄化槽)の3つに分類されています。

上水道事業と同様に、使用料の収入が減少傾向にあり、本年度新たに水道料金等検討委員会委員を委嘱されているとのこと。施設は供用開始から22年経過しており、耐用年数を一部超過している機械、電気設備もあり、昨年度策定したストックマネジメント計画に沿って、更新整備を行っていく必要があります。

調査当日は、上水道、下水道合わせて10施設を視察したところであり、上水道施設は建設水道課職員から、下水道施設は町が委託している業者から説明を受けたところであります。

その中で、水源地については、取水方法によってはごみが詰まったとき、その都度除去しなければならないが、作業用の足場もなく、安全な対策が必要であること、また雨が降るたびに詰まりや濁りが発生し、断水するおそれがあることについて、対策が急務であると感じられました。

浄水場については、施設によって水の処理

方法やコストに違いがあり、特に中部浄水場では、水源の水質が良いため、複数の砂利の層を通過させる緩速ろ過方式を採用していることで、処理に必要な薬品も少なく、建屋も必要としないことから、維持コストが少ないメリットを感じたところであります。

最後に、今回全ての施設を確認できたわけではなく、本来、本町には水道施設35か所、下水道浄化センター3か所と多くの施設があり、これまで施設の管理には大変な労力を要してきました。

生活のインフラを欠くことがあってはならないことから、老朽管路の更新、耐震化など早期の対応が必要と考えますが、人口減による利用される量の減などから、維持管理費など多額の負担が懸念されます。今後を見据えた整備事業の施策が肝要と思われます。

上下水道事業の整備は財政に課する負担が大きいため、各種計画策定及び見直し、それに沿って行う更新整備は、町のあり方を左右する重大な懸案課題であると考えます。

以上、産業建設常任委員会所管事務調査報告の委員長の報告といたします。

副議長 北村委員長は委員長席にお座りください。

ただいま産業建設常任委員会、北村委員長の報告が終わりました。

これから質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

北村委員長は自席にお戻りください。

お諮りします。産業建設常任委員長の報告のとおり、受理することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認めます。

したがって、産業建設常任委員長の報告のとおり受理することに決定しました。

続いて、日程第20、常任委員会の所管事務調査の件を議題とします。

お手元に配付しました所管事務調査の通知のとおり、総務教民常任委員長及び産業建設常任委員長から、それぞれの委員会において会議規則第73条の規定により閉会中において調査したい旨の申出があります。

総務教民常任委員会における調査事項は「町が進める小中一貫教育の検討状況の調査」、産業建設常任委員会における調査事項は「農地を守る獣害被害対策の現状と課題の把握」であります。

お諮りします。総務教民常任委員会及び産業建設常任委員会から申出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認めます。

よって、総務教民常任委員会及び産業建設常任委員会からの申出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

続いて、日程第21、閉会中の広報編集常任委員会開催の件を議題とします。

広報編集常任委員会は、会期中以外にも一年を通して編集委員会を開催する必要があることから、その都度承認を得ることなしに委員会の開催を承認することを議決しておきたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

続いて、日程第22、閉会中の議会運営委員会開催の件を議題とします。

議会運営委員会は、議会を開く前に会期の検討等が必要となることから、その都度承認を得ることなしに委員会の開催を承認することを議決しておきたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認め、よってそのように決

定しました。

以上で本定例会の全ての議事を終了しました。

本年度の定例会はこれで最後となりました。

ここで議会から1つ報告させていただきます。議会活動の一環である議会だよりの発行に関して、岩手県町村議会広報コンクールで第1位、全国町村議会広報コンクールで特別奨励賞という栄誉を授かるなど、昨年続き全国的には高い評価をいただきました。

その一方で、当方の議会だよりについては賛否があることは、ご指摘いただいていることから承知しております。

広報編集に限らず、今後も引き続き議会活動の充実を図っていきたいと思います。放送をお聞きの方を含め、町民の皆様からの声を受け止め、ご意見についてぜひ参考にさせていただきたいと考えている次第です。

あわせて、この3月末日をもって退職される職員がありますが、第二の人生のスタートに当たり、今後のご健勝とご活躍をご期待申し上げ、この場から議会に対するご理解とご協力に対し感謝申し上げます。

最後に、総務課長、吉田博樹さんにおかれましては、3月末で役職定年を迎えるということで、課長としては最後の議会となりました。長い間本当にお疲れさまでした。

それでは、これをもって第19回西和賀町議会定例会を閉会します。大変お疲れさまでした。

午後 4時16分 閉 会